姫路市国民保護協議会条例

平成１８年　3月２７日
姫路市条例第　　５　号

（趣旨）

第１条　この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第４０条第８項の規定に基づき、姫路市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員及び専門委員）

第２条　協議会の委員の定数は、６０人以内とする。

２　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長の職務代理）

第３条　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第４条　協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

３　協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第５条　協議会に、幹事６０人以内を置く。

２　幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

３　幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（部会）

第６条　協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

４　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（雑則）

第７条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。